証券コード：9386
平成28年３月15日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
日本コンセプト株式会社
代表取締役社長　松　元　孝　義

第22回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月29日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成28年３月30日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　　東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
　　富国生命ビル28階会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
　報告事項
　　1. 第22期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第22期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役５名選任の件
　　第４号議案　監査等委員４名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
　　第６号議案　監査等委員の報酬額設定の件

以　上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.n-concept.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、円安の定着に伴う輸出採算の改善等による企業収益の向上や、雇用情勢の改善を背景として、全般的に景気の緩やかな回復基調が続いたものの、年央以降は、海外景気の減速懸念等の影響により、やや力強さに欠けるものとなりました。

一方、世界経済に目を向けますと、米国では、個人消費等の堅調な内需に支えられ、底堅い成長が続きました。欧州では、ロシア情勢やギリシャ債務問題の抜本的解決に決め手を欠くものの、ドイツでの景気持ち直しを牽引役に、緩やかながら景気回復の傾向がみられました。新興国においては、中国・天津市で化学品倉庫の大規模爆発事故が発生したこともあり、中国経済の減速基調がより鮮明となったことで、周辺諸国の景気にもその影響がみられました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、輸出取引は円安を背景とした日系企業の価格競争力向上に伴って、上半期は順調に推移したものの、年後半にかけては、一転停滞に転じました。また輸入取引は、輸入価格の上昇の影響が顕在化する中で、総じて取扱高が伸び悩みました。三国間取引は、欧州とアジア域内が低調だったものの、北米を起点とする取扱高が堅調に推移したことから、全体としては前年並みを確保しました。一方国内取引は、中部支店新設、神戸支店増強によるサービス提供力の向上の効果が浸透したことにより着実に拡大しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は11,001百万円（前期比6.8％増）となりました。また、利益面では、営業利益は2,111百万円（前期比12.5％増）、経常利益は1,983百万円（前期比9.0％増）となり、法人税等差引後の当期純利益は1,300百万円（前期比12.1％増）を計上しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、取引規模の拡大およびタンクコンテナ洗浄拠点の拡充を目的として1,388百万円の設備投資(リース資産を含む)を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金および運転資金は、自己資金および金融機関からの借入金などをもって充当しました。

(4) 対応すべき課題

当社グループは、液体の大量輸送を可能とするISO標準規格のタンクコンテナを長期に亘り繰り返し利用することにより国内外において環境に優しい液体輸送サービスを提供している企業であります。従って、事故防止と環境保全が永遠の課題であり、当社グループの業容拡大の最も重要な生命線であると認識しております。

また、タンクコンテナによる物流は海外では広く利用されているものの、国内においては拡大途上にあります。当社グループは、タンクコンテナの日本におけるパイオニア企業として顧客を啓蒙しつつ、液体輸送に係る様々なニーズへも対応し、事業の拡大を図っていきたいと考えております。そして、そのために必要な資金を確保していく体制を維持し強化していくことが課題であると認識しております。

① 安全と環境問題への取り組み

当社グループが取り扱う液体化学品は、漏洩事故等により生命や環境に悪影響を及ぼすリスクが比較的高いものであることから、当社グループの物流洗浄拠点における安全なタンクオペレーションや設備の充実及び安全な輸送への取り組み、そして人材教育が重要であります。このため、当社グループの従業員や関係する輸送業者に対し、常日頃から安全や環境問題に係る教育や化学品自体に関する知識の十分な習得等を徹底することで、安全や環境保全体制の確保に努めております。今後も、間断なく安全と環境保全により一層重点を置いた業務体制の強化と設備の充実に心掛けていく所存であります。

② 顧客への啓蒙とニーズへの対応

タンクコンテナは、液体の輸送手段として既に欧米を中心に世界中で広く利用されております。当社グループは、このタンクコンテナの利便性・経済性・安全性を広く顧客に啓蒙しながら、輸出入取引に伴う輸送を中心とした営業活動を行って参りました。しかしながら、リーマンショック並びに東日本大震災発生以来、経営の安定のためには、日本発着の国際輸送取引に囚われず新たな収益の柱を構築することが不可欠であることを強く認識しました。そこで、近時は特に、タンクコンテナを利用した国内輸送の受注拡大に向けた営業活動や欧米大手化学企業への更なる取引深化、日本を経由しない第三国間の輸送取引獲得に向けた営業強化に注力しております。

なお、国内においては、この観点に従って国内各地に順次拠点の新設・拡充を進めて参りました。この結果、国内ワンウェイ輸送による低コストでの輸送サービスや、液体貨物の積み替え・加温等の附帯サービスの提供力が、大きく向上しております。これを基盤として、タンクコンテナの優位性と当社グループの持つサービス提供力と専門性をアピールしつつ、顧客の物流ニーズに応えるご提案を積極的に展開していきたいと考えております。

③ 能力拡大及び省力化への取り組み

顧客ニーズの増加と多様化に充分に対処するため、タンクコンテナの増強や支店等の物流洗浄拠点の拡充、並びに業務処理を効率化するためのコンピュータシステムの高度化等が、当社業績向上のために継続して取り組むべき課題であると認識しております。

④ 資金調達と投資行動

これまで銀行等からの資金調達のほか、リースやレンタル方式を中心としてタンクコンテナを調達しておりますが、今後は運用するタンクコンテナ数の増加、及び支店等物流洗浄拠点の設備能力増強等の旺盛な設備投資ニーズに充分応じられるよう、資本市場からの資金調達も視野に入れた財務運営を行っていきたいと考えております。

なお、設備投資にあたっては、投資の有効性や採算性、及び液体物流市場や顧客の動向を慎重かつ充分に吟味し、リスクを充分に見極めたうえで、判断することが肝要であると認識しております。

⑤ 財務力の充実

当社グループは成長過程にあり、業容拡大にあわせて財務内容も着実に改善していきたいと考えております。他方、今後の業容拡大と競争力の一層の向上のためにはタンクコンテナの調達や物流洗浄拠点への継続的な投資が不可欠なものであります。従いまして、投資資金の回収が長期に亘る中、業容の拡大と財務力の充実のバランスを保った経営が肝要であると考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第19期	平成25年度 第20期	平成26年度 第21期	平成27年度 第22期 (当連結会計年度)
売　　上　　高	7,331,486千円	9,113,289千円	10,302,993千円	11,001,454千円
当　期　純　利　益	661,627千円	1,222,637千円	1,160,831千円	1,300,858千円
１株当たり当期純利益	54.79円	93.35円	88.63円	99.32円
総　　資　　産	12,696,820千円	13,651,446千円	14,089,768千円	14,971,777千円
純　　資　　産	3,161,789千円	4,371,076千円	5,474,997千円	6,355,571千円

(注)　当社は平成24年６月19日付で普通株式１株に対し1,000株の割合で、また平成27年10月１日付で普通株式１株に対し３株の割合で株式分割を行いましたが、平成24年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

名　　称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD. (シンガポール)	1,000千 シンガポール ドル	% 100.00	東南アジア（除くマレーシア)、中国、インド、中東及びオセアニア地域における輸出入貨物取扱業、及び、地域統括
NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD. (マレーシア)	500千 マレーシア リンギット	100.00	東南アジア地域におけるタンクコンテナの洗浄、及び、メンテナンス並びにマレーシアにおける輸出入貨物取扱業
EURO-CONCEPT B.V. (オランダ)	18千ユーロ	100.00	持株会社（欧州地域統括）
NICHICON EUROPE B.V. (オランダ)	18千ユーロ	100.00	欧州（除く英国）における輸出入貨物取扱業
NICHICON UK LIMITED. (英国)	1英ポンド	100.00	英国における輸出入貨物取扱業
NIPPON CONCEPT AMERICA, LLC. (米国)	305千米ドル	100.00	米州における輸出入貨物取扱業

(注) 1.　NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.の当社の議決権比率は、すべて子会社のNIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.を通じての間接所有によるものであります。
2.　NICHICON EUROPE B.V.とNICHICON UK LIMITED.の当社の議決権比率は、すべて子会社のEURO-CONCEPT B.V.を通じての間接所有によるものであります。

(7) 主要な事業内容

当社は、ISO標準規格の液体容器のタンクコンテナを使った国際複合一貫輸送及びこれに附帯するサービスの提供及びタンクコンテナの顧客へのレンタルサービスを行っております。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名　称	所在地
本社	東京都千代田区
京浜支店	神奈川県川崎市
神戸支店	兵庫県神戸市
中部支店	三重県四日市市
水島支店	岡山県倉敷市
徳山支店	山口県下松市
新潟出張所	新潟県新潟市
大阪営業所	大阪府大阪市
中部営業所	三重県四日市市
水島営業所	岡山県倉敷市
徳山営業所	山口県下松市

(注) 大阪営業所は、平成28年２月１日付で神戸支店に併設する形で新設した神戸営業所に機能を統合のうえ、移転閉鎖しております。

② 子会社

名　称	所在地
NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール国シンガポール市
NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国セランゴル州
EURO-CONCEPT B.V.	オランダ国リデルケルク州
NICHICON EUROPE B.V.	オランダ国リデルケルク州
NICHICON UK LIMITED.	英国ハートフォードシャー州
NIPPON CONCEPT AMERICA, LLC.	米国テキサス州

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
162名	５名減

（注） 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及び嘱託社員）15名が含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
82名	２名増	30.3歳	6.3年

（注） 従業員数には、当社から他社への出向者４名および、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及び嘱託社員）12名が含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借　入　残　高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,235,200 千円
株式会社三井住友銀行	969,985 千円
株式会社みずほ銀行	993,088 千円
株式会社日本政策投資銀行	924,985 千円
株式会社商工組合中央金庫	565,347 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　46,992,000株

(2) 発行済株式の総数　　13,097,463株（自己株式537株を除く。）

(3) 当事業年度末の株主数　　1,808名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
松元孝義	4,237,100	32.35
山中康利	2,633,600	20.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	941,900	7.19
有限会社エスアンドアール	600,000	4.58
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	390,000	2.98
大田宜明	330,000	2.52
蓮見正純	300,000	2.29
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	300,000	2.29
株式会社三井住友銀行	300,000	2.29
有限会社エムアンドエム	300,000	2.29

（注）持株比率は、自己株式（537株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
松元孝義	代表取締役社長	NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.取締役 NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役 EURO-CONCEPT B.V.取締役
山中康利	取締役副社長	NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.代表取締役社長 NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役 EURO-CONCEPT B.V.取締役
仁科善生	取締役 管理部長	―
若園三記生	取締役 財務経理部長	―
樋川浩造	常勤監査役	―
有賀隆之	監査役	虎門中央法律事務所 パートナー弁護士
相浦義則	監査役	相浦税理士事務所 所長 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス監査役

(注) 1. 監査役有賀隆之氏及び相浦義則氏は、社外監査役であります。
2. 監査役樋川浩造氏は、長年当社の経理業務を担当しており、当社の業務内容と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役有賀隆之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役相浦義則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役有賀隆之氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、前記の両社外監査役との間で、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役	４名	143,720千円
監査役 (うち社外監査役)	３名 (２名)	13,500千円 (3,600千円)
合　　計	７名	157,220千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区　　分	氏　　名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 監 査 役	有 賀 隆 之	虎門中央法律事務所　パートナー弁護士
社 外 監 査 役	相 浦 義 則	相浦税理士事務所　所長 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス監査役

(注) 1. 当社と虎門中央法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 当社と相浦税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
3. 当社と株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社 外 監 査 役	有 賀 隆 之	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	相 浦 義 則	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、当社の業務を理解し、独立した立場からの業務執行に対する助言、監督を期待できる人材を社外取締役として置くことを検討してまいりましたが、社外取締役の適任候補者を株主総会に提案するには至っておりませんでした。

しかしながら、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、平成28年３月30日開催予定の第22回定時株主総会での承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。これに伴い、当社は同株主総会において、社外取締役３名を含む監査等委員４名選任の議案を提案しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務執行の状況や監査の品質を勘案して、その職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とします。

5. 業務の適正を確保するための体制（コーポレート・ガバナンス）

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主価値の最大化により株主の期待に応えるとともに、顧客、従業員、取引先、地域社会から信頼される企業として企業価値の最大化を目指しております。そのために健全で透明性が高く効率的な経営及び組織体制を整備してゆくことを、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本方針としております。また、当社グループの従業員ひとりひとりが、地域社会の一員として法令諸規則を遵守し、統一された倫理観のもと行動がとれるよう「行動規範」を制定し、実施しております。

(2)内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。 代表取締役社長は、内部統制の整備に関する最高責任を負い、本基本方針に基づく必要な個別規程等の整備、運用を徹底します。本基本方針及び規程等を状況変化に応じて適宜見直すことにより、内部統制の実効性の維持向上を図ります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ロ 当社グループの企業行動規範をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。

ハ 内部監査を担当する部署は、当社グループの法令遵守の状況を監査し、その結果を取締役会、監査役に報告する。

ニ 法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。人事総務担当部長はかかる通報の直接受付機能を果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。重要な通報については、情報を受け付けたものは、その内容と会社の対処状況、対処結果について、取締役会に開示し、周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定めリスク対策委員会にて全社的なリスク管理体制の整備・構築を行う。

ロ リスク対策委員会は、担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスク管理の進捗状況についての管理を行う。

ハ 内部監査を担当する部署は、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 定時取締役会を毎月１回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。

ロ 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規定において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

ハ 当社グループの中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ リスク管理規程により、当社グループにおける業務の適正を確保する。

ロ リスク対策委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを統括・推進する体制とする。

ハ 監査役及び内部監査を担当する部署は、当社グループの連結経営に対応して当社グループ全体の監査を実効的かつ適正に行う体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査を担当する部署が必要に応じて監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を選任し、配置する。

⑦　監査役の職務を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するために選任された使用人は、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ　当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告をするものとする。

ロ　監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求め、書類の提示を求めることができるものとする。

ハ　前２項に基づき監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査役は監査の実施にあたり、会計監査人及び内部監査を担当する部署と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

ロ　監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ　金融商品取引法その他の関係法令に基づき、当社グループの適正な会計処理を行い財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規程類を整備するとともに内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

ロ　当社の各部門及び当社グループ各社は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、モニタリング等により、財務報告の適正性の確保に努める。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合には、警察及び顧問弁護士との連携を図り組織的に対応する。

(3) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間（当事業年度の末日から遡って１か年）における実施状況は次のとおりです。

①　取締役会は、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

②　監査役会は、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

③　財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④　情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的として社員教育を実施したほか、文章やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化をはかりました。

⑤　なお、コンプライアンスの遵守状況と各種経営リスクの実態についてコンプライアンス管理規程・リスク管理規程の定めに従い、半年毎にコンプライアンス委員会及びリスク対策委員会（それぞれ年２回開催）で、現状把握とその評価を実施し、その結果を取締役会へ報告しております。

（注）　本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,147,760**	**流動負債**	**3,256,695**
現金及び預金	2,531,127	買掛金	770,001
売掛金	1,203,488	短期借入金	64,000
貯蔵品	13,308	１年内返済予定の長期借入金	1,306,500
繰延税金資産	36,010	１年内償還予定の社債	70,000
その他	365,260	リース債務	254,629
貸倒引当金	△1,434	未払法人税等	405,082
固定資産	**10,822,963**	繰延税金負債	8,450
有形固定資産	**10,600,288**	賞与引当金	24,230
建物及び構築物	894,336	その他	353,801
機械装置及び運搬具	248,015	**固定負債**	**5,359,510**
工具、器具及び備品	37,898	社債	30,000
タンクコンテナ	7,521,074	長期借入金	3,621,775
土地	1,898,963	リース債務	1,503,450
無形固定資産	**96,567**	繰延税金負債	34,735
投資その他の資産	**126,107**	退職給付に係る負債	84,450
繰延税金資産	5,757	その他	85,098
その他	120,350	**負債合計**	**8,616,206**
繰延資産	**1,054**	純資産の部	
社債発行費	1,054	**株主資本**	**6,283,571**
		資本金	**600,440**
		資本剰余金	**526,599**
		利益剰余金	**5,156,915**
		自己株式	**△384**
		その他の包括利益累計額	**72,000**
		その他有価証券評価差額金	△736
		為替換算調整勘定	72,736
		純資産合計	**6,355,571**
資産合計	**14,971,777**	**負債純資産合計**	**14,971,777**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		11,001,454
売上原価		7,604,120
売上総利益		3,397,334
販売費及び一般管理費		1,285,500
営業利益		2,111,833
営業外収益		
受取利息	1,390	
為替差益	103,706	
受取家賃	5,315	
受取保険金	12,958	
受取補償金	776	
その他	5,833	129,981
営業外費用		
支払利息	169,962	
社債発行費償却	1,696	
デリバティブ評価損	48,134	
デリバティブ解約損	29,751	
その他	8,727	258,271
経常利益		1,983,543
特別損失		
固定資産売却損	714	
固定資産除却損	3,341	4,056
税金等調整前当期純利益		1,979,486
法人税、住民税及び事業税	695,922	
法人税等調整額	△17,294	678,627
少数株主損益調整前当期純利益		1,300,858
当期純利益		1,300,858

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年１月１日残高	600,440	526,599	4,209,690	△282	5,336,447
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△353,633		△353,633
当期純利益			1,300,858		1,300,858
自己株式の取得				△101	△101
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	947,225	△101	947,123
平成27年12月31日残高	600,440	526,599	5,156,915	△384	6,283,571

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成27年１月１日残高	△560	139,110	138,549	5,474,997
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△353,633
当期純利益				1,300,858
自己株式の取得				△101
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△175	△66,373	△66,549	△66,549
連結会計年度中の変動額合計	△175	△66,373	△66,549	880,574
平成27年12月31日残高	△736	72,736	72,000	6,355,571

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

連結子会社の数　　6社

連結子会社の名称

NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.

NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.

EURO-CONCEPT B.V.

NICHICON EUROPE B.V.

NICHICON UK LIMITED.

NIPPON CONCEPT AMERICA, LLC.

2.　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4.　会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

②　デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

③　たな卸資産

貯蔵品

消耗品等 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

タンクコンテナ（貯蔵品） …… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（建物附属設備を除く）、工具、器具及び備品、タンクコンテナは定額法、それ以外については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	：５～50年
機械装置及び運搬具	：２～17年
工具、器具及び備品	：２～20年
タンクコンテナ	：４～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 …… 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

売上のうち海上輸送を伴う売上は、入港日を計上基準としております。
なお、アジア域内及び欧州域内の輸送については渡航日数が短期間であることを鑑み、出港日を計上基準としております。

(7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、会計上の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ　ヘッジ対象：借入金の利息

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等については、期間費用として処理しております。

2　連結貸借対照表に関する注記

1.　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	146,737千円
タンクコンテナ	3,906,412千円
土地	1,847,690千円
計	5,900,840千円

(2) 担保に係る債務

１年内償還予定の社債	70,000千円
社債	30,000千円
短期借入金	64,000千円
１年内返済予定の長期借入金	1,176,500千円
長期借入金	3,199,275千円
計	4,539,775千円

2.　有形固定資産の減価償却累計額　5,499,316千円

3.　財務制限条項

(1)「長期借入金」のうち963,495千円及び「１年内返済予定の長期借入金」のうち296,460千円については、以下の財務制限条項が付されております。

①　連結の貸借対照表に示される純資産の部の合計金額（以下、「自己資本」という）を、(ⅰ)平成19年12月決算期における連結の自己資本、又は(ⅱ)当該本決算の直前の事業年度の本決算における連結の自己資本のうち、いずれか高い方の75%に相当する金額以上に維持すること。

②　単体の貸借対照表に示される自己資本を、(ⅰ)平成19年12月決算期における単体の自己資本、又は(ⅱ)当該本決算の直前の事業年度の本決算における単体の自己資本のうち、いずれか高い方の75%に相当する金額以上に維持すること。

③　連結及び単体の損益計算書に示される各営業損益を、それぞれ２期連続して負の値としないこと。

④　連結及び単体のネット有利子負債キャッシュ・フロー倍率を、それぞれ10倍を超えない水準に維持すること。
ネット有利子負債キャッシュ・フロー倍率＝ネット有利子負債総額÷EBITDA

(2) 「長期借入金」のうち121,230千円及び「１年内返済予定の長期借入金」のうち134,940千円については、以下の財務制限条項が付されております。(複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。)

① 単体の純資産額が1,317,300千円以下とならないこと。

② 書面による事前承認なしに、第三者（代表者、子会社等を含む。）に対して新たに行う貸付け、出資及び保証の総額が、1,211,300千円を超えないこと。

③ 減価償却前経常利益が２期連続して赤字とならないこと

なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

3 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 13,098,000株

(注) 平成27年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は、8,732,000株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年３月27日定時株主総会	普通株式	235,756	54	平成26年12月31日	平成27年３月30日
平成27年８月13日取締役会	普通株式	117,877	27	平成27年６月30日	平成27年９月７日

(注) 当社は、平成27年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。なお、１株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年３月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 144,072千円

② １株当たり配当額 11円

③ 基準日 平成27年12月31日

④ 効力発生日 平成28年３月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4　金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な長期資金を主に銀行借入及び社債発行により調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクにも晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。また、外貨建ての買掛金は、為替の変動リスクに晒されております。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、最終返済日及び償還日は決算後最長で９年後であります。固定金利での資金調達を原則としておりますが、一部の借入金は変動金利のものがあり、これらは支払金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程等に基づきリスク管理を行っており、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、取引先毎に売掛金残高及び入金状況を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引先を格付けの高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少と考えております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁責任者の承認を得たうえで執行しております。

なお、定期的に取引残高や損益状況のモニタリングを行い、取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクについては、資金担当部門が年度初めに資金繰計画を作成し、期中に適時に更新して管理しております。また、手許流動性を売上高の概ね２カ月分程度に維持することなどにより、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には適正と思われる前提条件に基づいて合理的に算定された価額に基づく時価が含まれております。当該価額の算定には複数の変動要因が含まれているため、異なる前提条件を利用した場合には当該価額が同一とならないこともあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,531,127	2,531,127	－
(2) 売掛金	1,203,488		
貸倒引当金 （＊）	(1,434)		
	1,202,053	1,202,053	－
資産計	3,733,180	3,733,180	－
(1) 買掛金	770,001	770,001	－
(2) 短期借入金	64,000	64,000	－
(3) 未払法人税等	405,082	405,082	－
(4) 社債（１年以内に償還予定のものを含む）	100,000	100,478	478
(5) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む）	4,928,275	4,939,628	11,353
(6) リース債務（１年以内に返済予定のものを含む）	1,758,079	1,771,398	13,319
負債計	8,025,438	8,050,589	25,151

（＊）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（１年以内に償還予定のものを含む）

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む）(6) リース債務（１年以内に返済予定のものを含む）

時価については、元利金の合計額を当該借入金又はリース債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいと判断されることから、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされるものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5 １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額	485.25円
2. １株当たり当期純利益	99.32円

（注）当社は、平成27年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行いましたが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期純利益」を算定しております。

6 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年２月９日

日本コンセプト株式会社
　取締役会 御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　向　　眞生　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鎌田　竜彦　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本コンセプト株式会社の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンセプト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,152,001**	**流動負債**	**3,194,575**
現金及び預金	1,800,524	買掛金	848,026
売掛金	981,259	短期借入金	64,000
貯蔵品	8,950	１年内返済予定の長期借入金	1,306,500
繰延及び前払費用	69,572	１年内償還予定の社債	70,000
繰延税金資産	34,426	リース債務	254,629
その他	257,267	未払金	118,309
固定資産	**10,763,605**	未払費用	70,827
有形固定資産	**10,450,290**	未払法人税等	378,511
建物	389,516	前受金	24,767
構築物	403,702	預り金	51,202
機械及び装置	129,646	賞与引当金	7,111
車両運搬具	82,321	その他	689
工具、器具及び備品	25,066	**固定負債**	**5,351,309**
タンクコンテナ	7,521,074	社債	30,000
土地	1,898,963	長期借入金	3,621,775
無形固定資産	**14,986**	リース債務	1,503,450
商標権	111	繰延税金負債	29,533
ソフトウエア	8,300	退職給付引当金	84,450
その他	6,574	資産除去債務	34,640
投資その他の資産	**298,327**	その他	47,460
投資有価証券	4,338	**負債合計**	**8,545,885**
関係会社株式	77,445	純資産の部	
関係会社出資金	29,805	**株主資本**	**5,371,512**
従業員に対する長期貸付金	2,630	**資本金**	**600,440**
関係会社長期貸付金	86,101	**資本剰余金**	**526,599**
長期前払費用	766	資本準備金	503,440
その他	97,240	その他資本剰余金	23,159
繰延資産	**1,054**	**利益剰余金**	**4,244,856**
社債発行費	1,054	その他利益剰余金	4,244,856
		特別償却準備金	2,199
		繰越利益剰余金	4,242,656
		自己株式	**△384**
		評価・換算差額等	**△736**
		その他有価証券評価差額金	△736
資産合計	**13,916,660**	**純資産合計**	**5,370,775**
		負債純資産合計	**13,916,660**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		10,859,515
売上原価		8,225,583
売上総利益		2,633,931
販売費及び一般管理費		774,880
営業利益		1,859,051
営業外収益		
受取利息	3,221	
為替差益	82,619	
受取家賃	4,306	
受取保険金	12,958	
受取補償金	776	
その他	1,683	105,565
営業外費用		
支払利息	168,573	
社債利息	952	
社債発行費償却	1,696	
デリバティブ評価損	48,134	
デリバティブ解約損	29,751	
その他	6,803	255,912
経常利益		1,708,704
特別損失		
固定資産除却損	3,277	3,277
税引前当期純利益		1,705,427
法人税、住民税及び事業税	645,231	
法人税等調整額	△26,756	618,474
当期純利益		1,086,952

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 特別償却準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年１月１日残高	600,440	503,440	23,159	526,599	2,493	3,509,043	3,511,537	△282	4,638,294
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩					△293	293	－		－
剰余金の配当						△353,633	△353,633		△353,633
当期純利益						1,086,952	1,086,952		1,086,952
自己株式の取得								△101	△101
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△293	733,613	733,319	△101	733,217
平成27年12月31日残高	600,440	503,440	23,159	526,599	2,199	4,242,656	4,244,856	△384	5,371,512

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年１月１日残高	△560	△560	4,637,733
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			－
剰余金の配当			△353,633
当期純利益			1,086,952
自己株式の取得			△101
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△175	△175	△175
事業年度中の変動額合計	△175	△175	733,041
平成27年12月31日残高	△736	△736	5,370,775

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

(2)　デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3)　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

消耗品等……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

タンクコンテナ（貯蔵品）……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）、構築物、工具、器具及び備品、タンクコンテナは定額法、それ以外については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	：	７～38年
構築物	：	５～42年
機械及び装置	：	２～17年
車両運搬具	：	２～７年
工具、器具及び備品	：	２～20年
タンクコンテナ	：	４～20年

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費…… 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上しております。

なお、退職給付債務の計算方法については、簡便法によっております。

6. 収益及び費用の計上基準

売上のうち海上輸送を伴う売上は、入港日を計上基準としております。

なお、アジア域内及び欧州域内の輸送については渡航日数が短期間であることを鑑み出港日を計上基準としております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、会計上の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ　ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、期間費用として処理しております。

2　貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)　担保に供している資産

建物	146,737千円
タンクコンテナ	3,906,412千円
土地	1,847,690千円
計	5,900,840千円

(2)　担保に係る債務

１年内償還予定の社債	70,000千円
社債	30,000千円
短期借入金	64,000千円
１年内返済予定の長期借入金	1,176,500千円
長期借入金	3,199,275千円
計	4,539,775千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　5,290,812千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.	10,301千円

4. 財務制限条項

(1) 「長期借入金」のうち963,495千円及び「１年内返済予定の長期借入金」のうち296,460千円については、以下の財務制限条項が付されております。

① 連結の貸借対照表に示される純資産の部の合計金額（以下、「自己資本」という）を、(ⅰ)平成19年12月決算期における連結の自己資本、又は(ⅱ)当該本決算の直前の事業年度の本決算における連結の自己資本のうち、いずれか高い方の75%に相当する金額以上に維持すること。

② 単体の貸借対照表に示される自己資本を、(ⅰ)平成19年12月決算期における単体の自己資本、又は(ⅱ)当該本決算の直前の事業年度の本決算における単体の自己資本のうち、いずれか高い方の75%に相当する金額以上に維持すること。

③ 連結及び単体の損益計算書に示される各営業損益を、それぞれ２期連続して負の値としないこと。

④ 連結及び単体のネット有利子負債キャッシュ・フロー倍率を、それぞれ10倍を超えない水準に維持すること。
ネット有利子負債キャッシュ・フロー倍率＝ネット有利子負債総額÷EBITDA

(2) 「長期借入金」のうち121,230千円及び「１年内返済予定の長期借入金」のうち134,940千円については、以下の財務制限条項が付されております。（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。）

① 単体の純資産額が1,317,300千円以下とならないこと。

② 書面による事前承認なしに、第三者（代表者、子会社等を含む。）に対して新たに行う貸付け、出資及び保証の総額が、1,211,300千円を超えないこと。

③ 減価償却前経常利益が２期連続して赤字とならないこと

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

5. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	388,086千円
短期金銭債務	520,678千円

3　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価	692,025千円
営業取引以外の取引高	3,081千円

4　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	147株	390株	―	537株

（変動事由の概要）

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる取得 32株

株式分割による増加　358株

（注）当社は、平成27年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。

5　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

流動資産

賞与引当金	2,350千円
支払報酬	8,212千円
未払事業税等	26,281千円
その他	722千円
小計	37,567千円
繰延税金負債（流動）との相殺	△3,140千円
計	34,426千円

固定資産

退職給付引当金	27,243千円
資産除去債務	11,175千円
リース取引に係る申告調整額	5,854千円
その他	1,796千円
小計	46,069千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△46,069千円
計	－千円
繰延税金資産合計	34,426千円

（繰延税金負債）

流動負債

その他	△3,140千円
繰延税金資産（流動）との相殺	3,140千円
計	－千円

固定負債

減価償却費	△68,218千円
資産除去債務に対応する除去費用	△6,329千円
特別償却準備金	△1,055千円
繰延税金資産（固定）との相殺	46,069千円
計	△29,533千円
繰延税金負債合計	△29,533千円

差引：繰延税金資産純額	4,893千円

6　関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注１）	科目	期末残高（千円）（注１）
子会社	NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.	(所有)直接 100.0	代理店 役員の兼任	代理店手数料（注２）	521,336	—	—
				買掛金の支払い（注３）	2,065,275	買掛金	247,699
				売掛金の回収（注３）	2,664,343	売掛金	158,627
子会社	NICHICON EUROPE B.V.	(所有)間接 100.0	代理店	代理店手数料（注２）	84,673	—	—
				買掛金の支払い（注３）	499,836	買掛金	121,325
				売掛金の回収（注３）	899,542	売掛金	124,561

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．代理店手数料については、市場価格等を参考として、協議の上決定しております。

３．NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.及びNICHICON EUROPE B.V.は当社の代理店であり、取引金額は当社が代理店を通じて決済した売掛金、買掛金であります。

7　１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　410.06円

2. １株当たり当期純利益　82.99円

（注）当社は、平成27年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期純利益」を算定しております。

8　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年２月９日

日本コンセプト株式会社
　取締役会 御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　向　　眞生　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鎌田　竜彦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本コンセプト株式会社の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第２２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月12日

日本コンセプト株式会社　監査役会

常勤監査役	樋　川　浩　造	㊞
社外監査役	有　賀　隆　之	㊞
社外監査役	相　浦　義　則	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は144,072,093円となります。

（ご参考）当社は、平成27年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っており、比較のため、平成27年10月１日付の株式分割が当期の期首に行われたと仮定した場合、すでに実施しております中間配当（１株につき27円）は、１株につき９円に相当し、年間配当は、１株につき20円となります。これは、同条件における前期の年間配当金18円（平成27年10月１日付実施の株式分割考慮後）と比較して、１株当たり２円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月31日

第２号議案　　定款一部変更の件

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

１．主な変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

(2)同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3)今後の業容拡大とコーポレート・ガバナンス体制の充実に備えるために、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員の員数を現行の取締役と監査役から各２名ずつ増やし、それぞれ８名以内と６名以内に変更を行うものであります。

(4)株主総会及び取締役会の議事録に関する備え置き期間については、会社法で定められており、定款の絶対的記載要件ではありませんので、これを削除するものであります。

(5)従前の取締役の解任決議は、会社法第341条に定められている要件に対して加重要件を設けていましたが、監査等委員会設置会社への移行を機にこれを削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総則	第１章　　総則
第１条～第４条（条文省略）	第１条～第４条（現行のとおり）
第２章　　株式	第２章　　株式
第５条～第11条（条文省略）	第５条～第11条（現行のとおり）
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第12条～第16条（条文省略）	第12条～第16条（現行のとおり）
（議事録） 第17条　（条文省略） ２　株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を５年間支店に備え置く。	（議事録） 第17条　（現行のとおり） ＜削除＞
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（取締役会の設置） 第18条　（条文省略）	（取締役会の設置） 第18条　（現行のとおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は6名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。
＜新設＞	2　当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、6名以内とする。
（取締役の選任及び解任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任又は解任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2　（条文省略）	2　（現行のとおり）
3　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	＜削除＞
4　（条文省略）	3　（現行のとおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	2　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（役付取締役） 第22条　＜新設＞	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。
＜新設＞	2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3　取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役） 第23条　取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。 2　取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。	＜削除＞
（取締役会の招集権者及び議長） 第24条　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　（現行のとおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ＜削除＞
（取締役会の決議方法） 第26条　（条文省略）	（取締役会の決議の方法） 第25条　（現行のとおり）
（取締役会の決議等の省略） 第27条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
＜新設＞	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 2　取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 ＜削除＞
（取締役会規程） 第29条　（条文省略）	（取締役会規程） 第29条　（現行のとおり）
（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第31条　＜新設＞ 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第　５　章　　監査役及び監査役会	第　５　章　　監査等委員会
（監査役及び監査役会の設置） 第32条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第32条　当会社は監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第33条　当会社の監査役は４名以内とする。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任及び解任） 第34条　監査役は、株主総会の決議によって選任又は解任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	＜削除＞
（監査役の任期） 第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第36条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第37条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の決議方法） 第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第34条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第39条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程） 第40条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第41条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（監査役の責任免除） 第42条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	＜削除＞
第　６　章　　会計監査人	第　６　章　　会計監査人
第43条～第45条（条文省略）	第37条～第39条（現行のとおり）

現　行　定　款	変　更　案
（会計監査人の報酬等） 第46条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人の責任免除） 第47条　（条文省略）	（会計監査人の責任免除） 第41条　（現行のとおり）
第　7　章　　計　　算	第　7　章　　計　　算
第48条～第51条（条文省略）	第42条～第45条（現行のとおり）
＜新設＞	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第22回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

第３号議案　　取締役５名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	松元孝義（まつもと たかよし） （昭和26年１月25日）	平成６年１月 当社設立　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.取締役 NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役 EURO-CONCEPT B.V.取締役	4,237,100株
2	山中康利（やまなか やすとし） （昭和25年３月16日）	平成６年１月 当社設立　代表取締役専務 平成９年１月 当社代表取締役副社長 平成24年３月 当社取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE.LTD.代表取締役社長 NIPPON CONCEPT MALAYSIA SDN.BHD.取締役 EURO-CONCEPT B.V.取締役	2,633,600株
3	仁科善生（にしな よしお） （昭和33年８月８日）	昭和56年４月 ㈱東海銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行 平成17年７月 ㈱UFJ銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行） 練馬支店長 平成18年１月 ㈱三菱東京UFJ銀行練馬駅前支店長 平成18年２月 同行赤坂支店長 平成19年９月 同行リテールコンプライアンス部 上席調査役 平成23年６月 当社に業務出向 当社管理部企画管理グループ担当部長 平成24年６月 当社に転籍 当社取締役管理部長（現任）	6,700株
4	若園三記生（わかぞの みきお） （昭和36年２月28日）	昭和59年４月 ㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成10年10月 同行ニューヨーク支店兼ケイマン支店次長 平成16年１月 ㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）決済営業部次長 平成23年１月 当社に業務出向 当社管理部経理グループ担当部長 平成24年１月 当社に転籍 当社管理部経理グループ担当部長 平成24年３月 当社取締役 平成25年４月 当社取締役財務経理部長（現任）	10,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	※ 岩崎 祐世（いわさき さちよ） （昭和44年６月21日）	平成４年４月 マースク㈱入社 平成６年２月 当社入社 平成13年４月 当社営業部長代理兼NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE. LTD.取締役 平成14年４月 NIPPON CONCEPT SINGAPORE PTE. LTD. 取締役（出向） 平成17年９月 当社神戸支店長 平成19年８月 当社工務部長代理兼神戸支店長兼新潟出張所長 平成21年４月 当社工務部長（現任）	24,000株

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　　監査等委員４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	樋川 浩造（ひかわ こうぞう） （昭和30年７月18日）	昭和55年４月 ㈱ケイラインエージェンシー入社 平成７年１月 ㈱ダイヤモンドエンタープライズ入社 平成９年１月 ㈲技建サービス入社 平成10年９月 当社入社　経理担当 平成18年４月 当社監査役（現任）	10,100株
2	有賀 隆之（ありが たかゆき） （昭和46年４月25日）	平成10年４月 東京弁護士会登録 同年同月　　虎門中央法律事務所入所 平成17年４月 虎門中央法律事務所 パートナー弁護士（現任） 平成19年７月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 虎門中央法律事務所　パートナー弁護士	500株
3	相浦 義則（あいうら よしのり） （昭和44年１月18日）	平成６年11月 小比賀税務会計事務所入所 平成14年２月 杉山税理士事務所入所 平成15年10月 ㈱プロジェスト入社 平成20年８月 税理士法人緑川・蓮見事務所（現青空税理士法人）代表社員 平成23年４月 ㈱ゲームカード・ジョイコホールディングス監査役（現任） 平成24年３月 当社監査役（現任） 平成25年７月 相浦税理士事務所設立　所長（現任） （重要な兼職の状況） 相浦税理士事務所　所長 ㈱ゲームカード・ジョイコホールディングス　監査役	1,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	※ 関（せき）　常芳（つねよし） （昭和33年１月３日）	昭和58年９月 青山監査法人（現PwCあらた監査法人）入所 平成７年８月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成８年６月 ㈱サンセキ入社　常務取締役 平成15年７月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成16年６月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 平成26年７月 関常芳公認会計士事務所設立 所長（現任） 同年同月　㈱共創舎　取締役（現任） 平成26年８月 ㈱K&Sコンサルティング　代表取締役社長（現任） 平成26年10月 日本グリーン電力開発㈱　監査役（現任） （重要な兼職の状況） 関常芳公認会計士事務所　所長 ㈱共創舎　取締役 ㈱K&Sコンサルティング　代表取締役社長 日本グリーン電力開発㈱　監査役	―株

（注）1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 有賀隆之氏、相浦義則氏及び関常芳氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 有賀隆之氏は、弁護士であり、法務の専門家としての見地から当社の経営状態を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役の候補者といたしました。同氏は、現在の社外監査役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって、８年８ヶ月間となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏が、原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
5. 相浦義則氏は、税理士であり、税務の専門家としての見地から当社の経営状態を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役の候補者といたしました。同氏は、現在の社外監査役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって、４年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏が、原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
6. 関常芳氏は、公認会計士であり、監査及び会計の専門家としての見地から当社の経営状態を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役の候補者といたしました。同氏が、原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
7. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者有賀隆之氏及び相浦義則氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、関常芳氏は、選任後に当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

平成19年３月30日開催の第13回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額５億円以内と決議され今日にいたっておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額５億円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与はこれに含まないものといたします。

第３号議案「取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は５名となります。

第６号議案　監査等委員の報酬額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を監査等委員の職務と責任を考慮し、年額5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

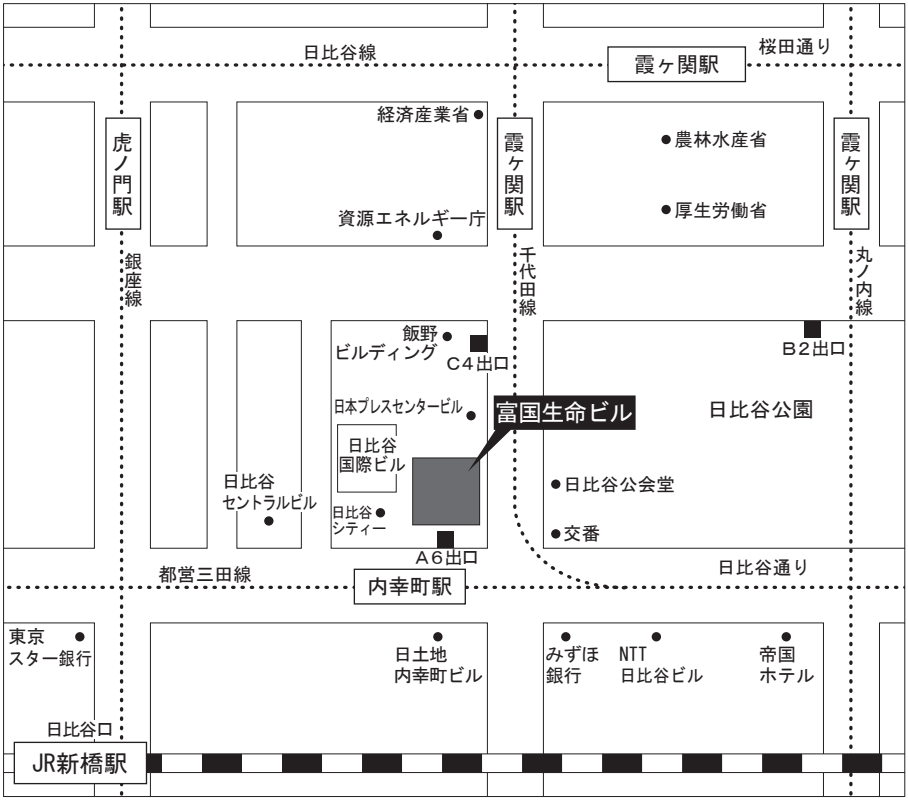
第４号議案「監査等委員４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
富国生命ビル28階会議室
※最上階行エレベーター用の乗降口をご利用ください。
TEL:03-3507-8812



■交通

Ｊ　　Ｒ	新橋駅	日比谷口	６分
地下鉄都営三田線	内幸町駅	Ａ６出口直結	
地下鉄千代田線	霞ヶ関駅	Ｃ４出口	３分
地下鉄日比谷線	霞ヶ関駅	Ｃ４出口	３分
地下鉄丸ノ内線	霞ヶ関駅	Ｂ２出口	５分